

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
掲示事項等の一部を改正する告示について（概要）

令和 4 年 9 月
厚生労働省保険局
医療課／医療介護連携政策課

1. 制度の概要

- 保険医療機関等又は保険医等は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 65 条の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号。以下「療担基準」という。）に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱い、又は担当しなければならないこととされている。

2. 改正の内容

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023 年 4 月から導入を原則として義務付ける」こととされたことを踏まえ、療担基準を以下のとおり改正する。
 - ① 保険医療機関及び保険薬局は、患者の受給資格の確認に際し、患者から求めがあった場合は、マイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認によって当該確認を行わなければならないこととする。（第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 26 条第 1 項及び第 2 項関係）
 - ② 書面による請求を行っている保険医療機関及び保険薬局等は、①の措置の対象外とする。（第 3 条第 3 項、第 26 条第 3 項関係）
 - ③ 保険医療機関及び保険薬局（②のものを除く。）は、患者から①の求めがあった場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこととする。（第 3 条第 4 項、第 26 条第 4 項関係）
 - ④ その他所要の改正を行う。
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）を改正し、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。）、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号。以下「薬担規則」という。）及び療担基準に基づき、保険医療機関及び保険薬局が院内に掲示しなければならない事項に、オンライン資格確認に係る体制に関する事項を追加する。（第一、第十三関係）

3. 根拠条文

高確法第 65 条、療担規則第 2 条の 6、薬担規則第 2 条の 4 並びに療担基準第 2 条の 6 及び第 25 条の 4

4. 適用日等

告示日：令和 4 年 9 月 5 日（月）

適用日：令和 5 年 4 月 1 日（土）